

令和5年6月28日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款（令和4年4月版）	新貸渡約款（令和5年6月版）
電気自動車	第21条		<p>会員等および登録運転者は、カリテコ車両が電気自動車の場合、当該電気自動車（以下「電気自動車」という。）および電気自動車の充電器（以下「充電器」という。）の利用に関して、別途当社が定めるマニュアルおよび以下の各号の事項を遵守して、利用することを承諾します。</p> <p>2. 電気自動車または充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車または充電器を破損・紛失・汚損した場合は、修復に要する費用を会員等が負担するものとします。</p> <p>3. 電気自動車または充電器の不適切な取扱いまたは不注意により生じた事故について、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>4. 借受時の充電状態が満充電とは限らず、その場合会員等は、必要に応じて借受期間中に、当社の指定する方法で充電するものとし、当該充電に要する時間も課金対象に含まれることを予め承諾するものとします。</p> <p>5. 会員等および登録運転者は、電気自動車の返還手続きは、第12条に定める返還手続きを実施し、かつ、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続する事をもって、完了するものとします。なお、充電器の充電ケーブルを電気自動車に接続しないで電気自動車を返還した場合、会員等は、対処に要した費用および以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償するものとします。</p> <p>6. 電気自動車の特性として運転の仕方、走行状況、エアコンディショナーやオーディオの使用状況等により、走行可能距離は大きく変動することを了承し、早めの充電を心がけるものとします。</p> <p>7. 利用中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカーモードや充電作業等が必要となつた場合、その費用は会員等の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものとします。</p>
d カーシェア会員 特則	第38条	<p>d カーシェア会員は、当社の提携事業者である株式会社NTTドコモ（以下、本条において「提携事業者」という。）の提供するd カーシェア利用契約を締結した個人であつて、提携事業者の提供するスマートフォンやタブレット端末用の専用アプリケーション等を通じて、本サービスの利用契約を申し込んだ者をいうものとし、会員等と同一の立場で本サービスを利用ができるものとします。</p> <p>2. d カーシェア会員は、提携事業者との間で利用契約が締結し、かつ、本サービスの利用契約が完了した時点で、本サービスの利用契約条件を満たしたものとして、本サービスの利用を開始することができるものとします。</p> <p>3. d カーシェア会員は、本約款または本サービスの利用契約等で異なる定めがない限り、本約款に定める会員等に対する規定の適用を受けるものとし、これを遵守するものとします。</p> <p>4. d カーシェア会員が提携事業者との間のカーシェア利用契約が終了し、または有効に存続しなくなった場合、本サービスの利用契約も当然に終了するものとします。</p> <p>5. 第2条4項の登録運転者について、d カーシェア会員は個人会員に限定することとし、同居の親族の登録はできないものとします。</p> <p>6. d カーシェア会員は、この約款および貸渡規約等により発生するすべての当社債権について、当社が提携事業者へ譲渡することを異議なく承諾するものとします。また、d カーシェア会員は、当該譲渡債権に基づき提携事業者が行う請求について、異議なく提携事業者へ支払うものとします。</p> <p>7. d カーシェア会員は、提携事業者が保有するd カーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、第33条と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報を提携事業者に提供することについても同意します。</p> <p>8. 当社は、第6項に定める債権譲渡又は当該債権に基づく請求およびd カーシェア会員が提携事業者に行ったお問合せ等の対応のため、利用実績やd カーシェア会員からのお問い合わせ等の内容を提携事業者と共有します。</p> <p>9. 第15条の定めにかかわらず、d カーシェア会員にはICカードの貸与を行わないものとします。d カーシェア会員は、d カーシェア会員が所持するICカードまたは非接触ICチップを搭載した携帯端末を、同条第1項に定めるICカードとして利用することができるものとし、個別契約に基づくカリテコの貸渡しの際にd カーシェア会員の本人確認およびカリテコの開録および施錠等に使用することとします。d カーシェア会員は、当社が指定した方法に従い、当該ICカードまたは携帯端末情報を当社指定のシステムに登録するものとします。</p> <p>10. 本約款と提携事業者が別途定める「d カーシェアご利用規約」との間に相違があるときは、本約款が優先して適用されるものとします。</p>	<p>d カーシェア会員は、当社の提携事業者である株式会社NTTドコモ（以下、本条において「提携事業者」という。）の提供するd カーシェア利用契約を締結した個人であつて、提携事業者の提供するスマートフォンやタブレット端末用の専用アプリケーション等を通じて、本サービスの利用契約を申し込んだ者をいうものとし、会員等と同一の立場で本サービスを利用できるものとします。</p> <p>2. d カーシェア会員は、提携事業者との間で利用契約が締結し、かつ、本サービスの利用契約が完了した時点で、本サービスの利用契約条件を満たしたものとして、本サービスの利用を開始することができるものとします。</p> <p>3. d カーシェア会員は、本約款または本サービスの利用契約等で異なる定めがない限り、本約款に定める会員等に対する規定の適用を受けるものとし、これを遵守するものとします。</p> <p>4. d カーシェア会員が提携事業者との間のカーシェア利用契約が終了し、または有効に存続しなくなった場合、本サービスの利用契約も当然に終了するものとします。</p> <p>5. 第2条4項の登録運転者について、d カーシェア会員は個人会員に限定することとし、同居の親族の登録はできないものとします。</p> <p>6. d カーシェア会員は、この約款および貸渡規約等により発生するすべての当社債権について、当社が提携事業者へ譲渡することを異議なく承諾するものとします。また、d カーシェア会員は、当該譲渡債権に基づき提携事業者が行う請求について、異議なく提携事業者へ支払うものとします。</p> <p>7. d カーシェア会員は、提携事業者が保有するd カーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、第34条と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報を提携事業者に提供することについても同意します。</p> <p>8. 当社は、第6項に定める債権譲渡又は当該債権に基づく請求およびd カーシェア会員が提携事業者に行ったお問合せ等の対応のため、利用実績やd カーシェア会員からのお問い合わせ等の内容を提携事業者と共有します。</p> <p>9. 第15条の定めにかかわらず、d カーシェア会員にはICカードの貸与を行わないものとします。d カーシェア会員は、d カーシェア会員が所持するICカードまたは非接触ICチップを搭載した携帯端末を、同条第1項に定めるICカードとして利用することができるものとし、個別契約に基づくカリテコの貸渡しの際にd カーシェア会員の本人確認およびカリテコの開録および施錠等に使用することとします。d カーシェア会員は、当社が指定した方法に従い、当該ICカードまたは携帯端末情報を当社指定のシステムに登録するものとします。</p> <p>10. d カーシェア会員はベットの同乗はできません。</p> <p>11. 本約款と提携事業者が別途定める「d カーシェアご利用規約」との間に相違があるときは、本約款が優先して適用されるものとします。</p>